

居宅介護支援重要事項説明書

1. 南長崎クリニックが提供するサービスについての相談窓口

TEL 095-827-3030 ・ FAX 095-827-3131 介護相談窓口

2. 居宅介護支援事業所の概要

①居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

- ◆ 事業所名：医療法人社団 春秋会 南長崎クリニック 居宅介護支援事業所
- ◆ 所在地：〒850-0921 長崎市松が枝町3番20号
- ◆ 指定番号：4210162006
- ◆ サービスを提供する地域：
旧長崎市（香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町、外海町を除く）

②従業者の職種、員数及び職務内容

職種	常勤専任	職務内容
管理者	1名	事業所の管理
主任介護支援専門員	4名	居宅サービス計画作成等 介護支援専門員に対する個別支援等
介護支援専門員	5名	居宅サービス計画作成等
事務員	1名	介護支援専門員の支援補助、管理補助

③営業日及び営業時間

- ◆ 営業日：月曜日～土曜日（日祝日以外）
- ◆ 営業時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
土曜日 9時00分～12時00分
- ◆ その他年間の休日：年末年始 12月31日～1月3日、お盆 8月15日
- ◆ 電話等により 24時間連絡対応体制(095-827-3030)

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れ

- ◆ 居宅サービス計画の作成を南長崎クリニックに申し込みする。
- ◆ 契約を交わし、個人情報使用同意書に同意をする。
- ◆ 介護支援専門員が訪問するので話し合い、サービス計画の原案を作成する情報を介護支援専門員に提供する。
- ◆ 南長崎クリニックにサービス計画書の原案を作成してもらう。
自分に合った色々なサービス事業所の説明を受けてサービスを決める。
※複数のサービス事業所の紹介を求めることができます。事業所を選ぶうえで分からないことがあったら何でもいいのでご相談ください。
またサービス事業所の選定理由を求めることができます。
- ◆ 居宅サービス計画書原案ができたなら、南長崎クリニックとあなた、サービス事業所との打ち合わせをする。（サービス担当者会議）

- ◆ サービス内容を決定し、サービス計画書、サービス利用表に同意する。
- ◆ サービス利用票・計画内容のコピーを南長崎クリニックからもらい保管する。

4. 利用料金

① 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

保険料の滞納により、保険給付金が直接南長崎クリニックに支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、南長崎クリニックからサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、長崎市の窓口に提出しますと、全額返金されます。

- ① 居宅介護支援利用料は、介護サービスの提供開始以降、1ヶ月あたり以下の料金となります。

② 解約料

あなたは、いつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

居宅介護支援利用料：1ヶ月あたり

- ・ 要介護1・2 …………… 11,088円
- ・ 要介護3・4・5 ……… 14,406円

※初回加算 ……… 3,063円/月

<算定要件>

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施する為、新規に居宅介護支援ならびに要介護状態区分が2段階以上変更になったご利用者に対して居宅介護支援を行った場合。

※入院時情報連携加算（Ⅰ） ……… 2,552円/月

入院時情報連携加算（Ⅱ） ……… 2,042円/月

（ご利用者一人につき1回を限度）

入院時や退院・退所時に、病院等とご利用者に関する情報共有等を行った場合

<算定要件>

入院時情報連携加算（Ⅰ） ……… 入院後1日以内に情報提供（提供方法は問わない）を行った場合。

入院時情報連携加算（Ⅱ） ……… 入院後3日以内に情報提供（提供方法は問わない）を行った場合。

※退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4594 円/回	6126 円/回
連携2回	6126 円/回	7657 円/回
連携3回	×	9189 円/回

<算定要件>

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

注) ただし「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議(退院時カンファレンス等)に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

※緊急時等居宅カンファレンス加算 …… 2,042 円/回

<算定要件>

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。(1ヶ月に2回まで算定可)

※通院時情報連携加算 …… 510 円/月

<算定要件>

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定する。

※ターミナルケアマネジメント加算(新規) …… 4,084 円

<算定要件>

在宅で看取りを行った場合。

- ・24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことが出来る体制を整備していること。

- ・終末期医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握し、同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施していること。

- ・訪問により把握下利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置づけた居宅サービス事業者へ提供し

ていること。

※看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められる場合について、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

※特定事業所加算（Ⅱ） …… 4, 298円

<算定要件>

- ・ご利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要時応じてご利用者等の相談に対応する体制を確保すること。
- ・運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ・介護支援専門員1人当たりの利用者平均件数が40名未満で、常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置し介護支援専門員とは別に主任介護支援専門員を1名以上配置していること。
- ・当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ・地域包括支援センターより支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。
- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会へ参加していること。
- ・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する学習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会、研修会等を実施していること。
- ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成すること。

5. サービスの利用方法

①サービスの利用開始

まずは、南長崎クリニックの介護相談窓口やお電話等でお申し込み下さい。担当者がお伺いいたします。又、介護相談窓口でのお申し込みも承っております。

契約を締結した後、居宅介護支援サービスの提供を開始します。

②サービスの終了

- ◆ あなたのご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出下されば、いつでも解約できます。
- ◆ 南長崎クリニックの都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了させていただく1ヶ月前までに文書で通知するとともに、あなたの地域における他の居宅介護支援事業者の情報をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ◆ あなたが介護保険施設に入所した場合
- ◆ 介護保険給付でサービスを受けていたあなたの要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ◆ あなたがお亡くなりになった場合
- ◆ 介護保険による給付を受けている場合に、南長崎クリニックが介護保険の指定を取り消された場合
- ◆ 南長崎クリニックが事業をやめた場合

④その他

南長崎クリニックは、あなたやあなたの家族などが南長崎クリニックや南長崎クリニックの介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの信頼関係を失った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 南長崎クリニックの居宅介護支援の特徴など

① 運営の方針

あなたの状態に合わせた居宅介護支援サービスの作成をし、毎月、支援内容の見直しを行います。また、状況の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援や、要介護認定区分の変更申請の支援を行います。医療との連携に関しても積極的に行っております。必要時にはあなたやあなたのご家族の了承を得主治医の先生、医療機関との連携も図っていきます。入院時には私の名刺を保険書等に挟めておいて担当のケアマネは誰であるかを病院へお伝えください。

②サービス利用のために

介護支援専門員について

変更を希望される場合は、お申し出下さい。

調査方法について

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（老企第29号）により示された「課題分析標準項目」をもとに、個別の

課題分析を行います。

オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取扱いに留意する。

介護支援専門員への研修の実施

年1回集合研修、月1回の事例検討会の開催、法人内・他法人との研修を実施しています。また、市及び関係機関が行っている定期的な講習会・研修会の実施、参加も行っています。

解約について

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で、あなたのご都合により解約はいつでも可能です。解約した場合解約料は必要ありません。

③ サービス割合の説明

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	23%
通所介護	18%
地域密着型通所介護	9%
福祉用具貸与	37%

前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

サービス種別 ／紹介順	1	2	3
訪問介護	ヘルパーステーション ライフケア 39%	ヘルパーステーション 十三番館 11%	健友会ヘルパーステーション 8%
通所介護	大浦十三番館 デイサービス 39%	二本松荘 27%	通所介護事業所 フルリール 5%
地域密着型 通所介護	デイサービス クローバーガーデン江川 12%	デイサービス クローバーガーデン新戸町 9%	丸山デイサービスセンター むかーし、昔。 7%
福祉用具貸与	株式会社 大悠 19%	株式会社ファミリア 19%	福祉用具・住・改・ ステーション 9%

7. サービス内容に関する苦情

①あなたの苦情・相談担当

南長崎クリニックの居宅介護支援に関する苦情・相談および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての苦情・相談を承り、迅速に対応させていただきます。

担 当 ： 事務長

担当者名 ： 永田 博子

TEL 095-827-3606 ・ FAX 095-827-3561

②苦情処理対策委員会を設置し、苦情相談への対応・再発の防止・サービス向上に向けて努力していきます。

③苦情相談窓口のほか、第三者委員を依頼しています。

④苦情相談については、

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

〒850-0025 長崎市今博多町8番地2

TEL095-826-1599 、 FAX095-826-1779

長崎市高齢者すこやか支援課

〒850-8685 長崎市魚の町4-1(1階)

TEL095-829-1146 、 FAX095-829-1228

においても対応していますので、ご相談できます。

8. 事故に関する対応について

①事故に関する相談担当者

南長崎クリニックの居宅介護支援および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての事故に関するご相談について承り、迅速に対応します。

担 当 ： 事務長

担当者名 ： 永田 博子

TEL 095-827-3606 ・ FAX 095-827-3561

④ リスクマネジメント・虐待・身体拘束委員会の設置

定期的に運営し、事故の対応・事故の防止・サービス向上に向けて努力していきます。

9. 概要説明について

名 称：医療法人社団春秋会

代 表：理事長 永 田 濟

所在地：〒850-0921 長崎市松が枝町 3 番 20 号

電 話：095-827-3606

サービス内容：

- ★居宅サービス提供事業所（松が枝町）
 - 介護予防通所リハ・通所リハ
 - 介護予防訪問看護・訪問看護
 - 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導
- ★看護小規模多機能型居宅介護（松が枝町）
- ★居宅サービス提供事業所（相生町）
 - 介護予防認知症対応型共同生活介護
 - 認知症対応型共同生活介護
- ★居宅サービス提供事業所（戸町）
 - 介護予防通所介護・通所介護
 - 介護予防認知症対応型共同生活介護
 - 認知症対応型共同生活介護
- ★居宅サービス提供事業所（大浦町）
 - 介護予防通所介護・通所介護
 - 介護予防訪問介護・訪問介護
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 夜間対応型訪問介護
- ★小規模多機能型居宅介護（相生町）
 - 介護予防小規模多機能型居宅介護

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、あなたに対して契約書及び本書書面に基づいて重要な事項を説明しました。

居宅介護支援事業者

長崎市松が枝町3番20号

医療法人社団春秋会 南長崎クリニック 居宅介護支援事業所

説明者： 介護支援専門員 印

私は、契約書および本書面により、南長崎クリニック居宅介護支援事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者氏名

住 所

氏 名 印

(代理人氏名)

住 所

氏 名 印

続 柄